

## 四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例（平成3年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「午前10時」を「午前9時」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）

- 2 この条例による改正後の四街道市国民保養センター鹿島荘の設置及び管理に関する条例に基づく鹿島荘の使用の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。